

## 付 議 第 6 号

高知県立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する高知県教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する規則の一部を改正する規則議案

高知県立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する高知県教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する規則（令和2年高知県教育委員会規則第1号）の一部を別紙のとおり改正することについて、議決を求めます。

高知県教育委員会事務委任等規則（平成4年教育委員会規則第1号）

第2条 教育委員会は、次に掲げる事務を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

（3）規則及び訓令を制定し、又は改廃すること。

-----  
**教 育 委 員 会 規 則**  
-----

高知県立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する高知県教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 年 月 日

高知県教育長 長岡 幹泰

**高知県教育委員会規則第 号**

**高知県立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する高知県教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する規則の一部を改正する規則**

高知県立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する高知県教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する規則（令和2年高知県教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

**附 則**

（施行期日）

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例（令和4年高知県条例第37号）附則第10条第1項に規定する暫定再任用短時間勤務職員については、公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成6年高知県条例第46号）第3条第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、この規則による改正後の高知県立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する高知県教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する規則第2条第3項の規定を適用する。

## 参考資料 1

高知県立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する高知県教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する規則の一部を改正する規則議案説明

### 1 改正の主な内容

この規則は、職員の定年等に関する条例等が改正され職員の定年が引き上げられることに伴い、必要な改正を行おうとするものである。

改正前	改正後
再任用短時間勤務職員	定年前再任用短時間勤務職員

### 2 施行期日

この規則は令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

### 3 経過措置

定年が 65 歳に引き上げられる令和 13 年度までは、現在の再任用短時間勤務職員も暫定再任用短時間勤務職員として存続する。

この暫定再任用短時間勤務職員についても、経過措置として定年前再任用短時間勤務職員と同様に取り扱う。

高知県立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する高知県教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する規則の一部を改正する規則新旧対照表

3

新	旧
<p>○高知県立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する高知県教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する規則（抜粋） （教育委員会が講ずる措置）</p> <p>第2条 教育委員会は、教育職員の健康及び福祉の確保を図ることにより学校教育の水準の維持向上に資するよう、教育職員が業務を行う時間（公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和46年法律第77号。以下この条において「給特法」という。）第7条第1項に規定する指針において定められている在校等時間をいう。次項において同じ。）から所定の勤務時間（給特法第6条第3項各号に掲げる日（代休日が指定された日を除く。）以外の日における正規の勤務時間をいう。次項において同じ。）を除いた時間を次に掲げる時間の上限の範囲内とするため、教育職員の業務量の適切な管理を行うものとする。</p> <p>（1） 1箇月において45時間 （2） 1年において360時間</p> <p>2 教育委員会は、教育職員が児童生徒等に係る通常予見することができない業務量の大幅な増加等に伴い、一時的又は突発的に所定の勤務時間外に業務を行わざるを得ない場合には、前項の規定にかかわらず、教育職員が業務を行う時間から所定の勤務時間を除いた時間を次に掲げる時間及び月数の上限の範囲内とするため、教育職員の業務量の適切な管理を行うものとする。</p> <p>（1） 1箇月において100時間未満 （2） 1年において720時間 （3） 1箇月ごとに区分した各期間に当該各期間の直前の1箇月、2箇月、3箇月、4箇月及び5箇月の期間を加えたそれぞれの期間において1箇</p>	<p>○高知県立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する高知県教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する規則（抜粋） （教育委員会が講ずる措置）</p> <p>第2条 教育委員会は、教育職員の健康及び福祉の確保を図ることにより学校教育の水準の維持向上に資するよう、教育職員が業務を行う時間（公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和46年法律第77号。以下この条において「給特法」という。）第7条第1項に規定する指針において定められている在校等時間をいう。次項において同じ。）から所定の勤務時間（給特法第6条第3項各号に掲げる日（代休日が指定された日を除く。）以外の日における正規の勤務時間をいう。次項において同じ。）を除いた時間を次に掲げる時間の上限の範囲内とするため、教育職員の業務量の適切な管理を行うものとする。</p> <p>（1） 1箇月において45時間 （2） 1年において360時間</p> <p>2 教育委員会は、教育職員が児童生徒等に係る通常予見することができない業務量の大幅な増加等に伴い、一時的又は突発的に所定の勤務時間外に業務を行わざるを得ない場合には、前項の規定にかかわらず、教育職員が業務を行う時間から所定の勤務時間を除いた時間を次に掲げる時間及び月数の上限の範囲内とするため、教育職員の業務量の適切な管理を行うものとする。</p> <p>（1） 1箇月において100時間未満 （2） 1年において720時間 （3） 1箇月ごとに区分した各期間に当該各期間の直前の1箇月、2箇月、3箇月、4箇月及び5箇月の期間を加えたそれぞれの期間において1箇</p>

新	旧
<p>月当たりの平均時間について80時間</p> <p>(4) 1年のうち1箇月において45時間を超える月数について6箇月</p> <p>3 教育委員会は、給特法第5条の規定により読み替えて適用する地方公務員法(昭和25年法律第261号)第58条第3項の規定により読み替えて適用する労働基準法(昭和22年法律第49号)第32条の4第1項から第3項まで及び第33条第3項の規定に基づき教育職員(公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例(平成6年高知県条例第46号)第3条第2項に規定する育児短時間勤務職員等、同条第3項に規定する<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>及び同条第4項に規定する任期付短時間勤務職員を除く。)に業務を行わせる場合には、当該教育職員についての前2項に規定する上限の適用については、第1項第1号中「45時間」とあるのは「42時間」と、同項第2号中「360時間」とあるのは「320時間」と、前項第4号中「45時間」とあるのは「42時間」とする。</p> <p>4 前3項に定めるもののほか、教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るために必要な事項は、教育委員会が別に定める。</p>	<p>月当たりの平均時間について80時間</p> <p>(4) 1年のうち1箇月において45時間を超える月数について6箇月</p> <p>3 教育委員会は、給特法第5条の規定により読み替えて適用する地方公務員法(昭和25年法律第261号)第58条第3項の規定により読み替えて適用する労働基準法(昭和22年法律第49号)第32条の4第1項から第3項まで及び第33条第3項の規定に基づき教育職員(公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例(平成6年高知県条例第46号)第3条第2項に規定する育児短時間勤務職員等、同条第3項に規定する<u>再任用短時間勤務職員</u>及び同条第4項に規定する任期付短時間勤務職員を除く。)に業務を行わせる場合には、当該教育職員についての前2項に規定する上限の適用については、第1項第1号中「45時間」とあるのは「42時間」と、同項第2号中「360時間」とあるのは「320時間」と、前項第4号中「45時間」とあるのは「42時間」とする。</p> <p>4 前3項に定めるもののほか、教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るために必要な事項は、教育委員会が別に定める。</p>